

## **[事案 23-224] 特約解約取消請求**

・平成 24 年 9 月 14 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人の不適切な勧誘により生活保障特約を解約したとして、その解約手続の取消しを求めて申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 10 年 4 月に 5 年ごと利差配当付終身保険に加入したが、平成 20 年 11 月に、新災害入院特約、新入院医療特約、新成人病入院医療特約および通院特約を総合医療特約に切り替えるよう勧められ、同年 12 月に生活保障特約を解約し、平成 21 年 5 月に総合医療特約への切り替えを行った。しかし、以下のとおり、募集人に不適切な勧誘があったことから、生活保障特約の解約を取り消してほしい。

- (1) 総合医療特約への切り替えを勧められた際、切り替えないという選択肢はなく、切り替えることで保険料が増額するか、生活保障特約を解約して保険料増額を抑えるかのいずれかの選択肢しかないように認識させられ、保険料をこれ以上増額させたくなかったことから、十分な説明を受けないまま止むを得ず生活保障特約を解約してしまった。
- (2) 心筋梗塞の既往症があることから、同特約を解約してしまうと、今後死亡保障の増額や新たな保険加入が難しくなるにもかかわらず、募集人が特に指摘しなかったため、安易に解約してしまった。

### **<保険会社の主張>**

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人に対し、特約変更提案書を交付し、総合医療特約の内容や留意事項について説明を行い、併せて、生活保障特約を解約して保険料を減額することは可能だが、今後生命保険に加入することができない可能性が高いため、慎重に検討するよう注意喚起を行っている。
- (2) 申立人は、総合医療特約に変更するメリットと生活保障特約を解約するデメリットを比較検討のうえ、生活保障特約を解約するとの判断を行った。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、申立人の主張を、消費者契約法 4 条 1 項による説明義務違反（不実告知）を理由とした契約の取消し、民法 95 条による錯誤無効の主張であると解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した結果、下記の理由により申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

- (1) 消費者契約法 4 条 1 項の説明義務違反（不実告知）について

① 申立人は、本契約について「減額・特約解約請求書」及び「特約変更請求書」に署名・

押印をし、これを保険会社に提出しており、これら証拠によると、特約の変更は申立人の要望や意向に合致した内容であり、その変更の内容について申立人は確認・了解していることが強く推認される。

- ②加えて、事情聴取において申立人自身が、募集人から、特約を外すのは「もったいないからどうなの」ということはあった旨述べていることから、特約変更をしないという選択肢の存在について、募集人が申立人に対し説明をしていたものと推認される。
- ③これに対し、特約を変更しなくてもよいという選択肢があることについて申立人は説明を受けなかった旨の事実を示す証拠は、申立人の主張以外には提出されておらず、申立人が主張するような説明義務違反の事実を認定することは困難である。

## (2) 錯誤について

- ①申立人は、本特約変更時において、生活保障特約を解約する以外に選択肢はない旨錯誤に陥り、特約変更を行った旨主張しているが、申立人がそのような錯誤に陥っていたことは、本特約変更時において、保険会社に表示されておらず、そうすると、申立人のそのような認識に基づいて、本契約手続を申立人の錯誤に基づき無効とすることは、保険会社の地位を不当に害するため、公平の観点から認めることは困難である。
- ②また、申立人のような急性心筋梗塞の既往症がある場合、新たに保険契約に加入することが難しいことは、一般的に知られており、募集人も、特約変更時に、申立人に対し「10年は保険に入れる体ではないのでよく考えておくように」等と注意喚起をしたことが窺われ、申立人が、既往症があっても今後新たな保険に加入できる旨の錯誤に陥っていたという事実を認定することは困難である。

## 【参考】

### 消費者契約法 第4条

第1項 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

第1号 重要事項について事実と異なることを告げること。当該告げられた内容が事実であるとの誤認

第2号 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものに関し、将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供すること。当該提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認

第2項 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実（当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。）を故意に告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げようとしたにもかかわらず、当該消費者がこれを拒んだときは、この限りでない。

### 民法 95条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。